

茨城工業高等専門学校教員組織規則

〔平成13年6月21日〕
制 定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教員の責任体制を確立し、かつ、連絡を密にして、教育効果の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で教員とは、学校教育法第120条第1項及び第2項、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則第3条第2号並びに学則第8条第1項に定める校長、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

第2章 副校長（教務主事）、副校長（学生主事）及び副校長（寮務主事）

(設置)

第3条 本校に、学校教育法施行規則第175条第1項及び第2項、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則第5条第1項並びに学則第9条第1項の規定に基づき、副校長（教務主事）、副校長（学生主事）及び副校長（寮務主事）（以下「副校長」と総称する。）を置く。

(資格)

第4条 副校長（教務主事）は教授をもって、副校長（学生主事）及び副校長（寮務主事）は教授又は准教授をもって充てる。

(職務)

第5条 副校長（教務主事）は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関すること及び本校の中期計画（将来構想）を掌理する。

2 副校長（学生主事）は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（副校長（寮務主事）の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3 副校長（寮務主事）は、校長の命を受け、寄宿舎における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(任期)

第6条 副校長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

第3章 副校長（専攻科長）

(設置)

第7条 校長の下に、副校長（専攻科長）を置く。

(資格)

第8条 副校長（専攻科長）は、教授をもって充てる。

(職務)

第9条 副校長（専攻科長）は、校長の命を受け、副校長（教務主事）と連絡を密にし、専攻科及び本校の研究推進活動に関することを掌理する。

(任期)

第10条 副校長（専攻科長）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

第4章 副校長（地域連携・評価）

（設置）

第11条 校長の下に、副校長（地域連携・評価）を置く。

（資格）

第12条 副校長（地域連携・評価）は、教授又は准教授をもって充てる。

（職務）

第13条 副校長（地域連携・評価）は、校長の命を受け、本校の地域連携及び自己点検・評価に関することを掌理する。

（任期）

第14条 副校長（地域連携・評価）の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

第5章 副校長（総務）

（設置）

第15条 校長の下に、副校長（総務）を置く。

（資格）

第16条 副校長（総務）は、教授又は准教授をもって充てる。

（職務）

第17条 副校長（総務）は、校長の命を受け、財務、組織、施設・設備、安全衛生及び懲戒等・ハラスメントに関することを掌理する。

（任期）

第18条 副校長（総務）の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

第6章 学術総合情報センター長、地域共同テクノセンター長、技術教育支援センター長、 学生健康センター長、グローバル教育センター長及び男女共同参画推進センター長

（設置）

第19条 本校に、学術総合情報センター長、地域共同テクノセンター長、技術教育支援センター長、学生健康センター長、グローバル教育センター長及び男女共同参画推進センター長（以下「センター長」と総称する。）を置く。

（資格）

第20条 センター長は、教授又は准教授をもって充てる。

（職務）

第21条 学術総合情報センター長は、校長の命を受け、副校長（総務）と連絡を密にし、学術総合情報センターに関することを掌理する。

2 地域共同テクノセンター長は、校長の命を受け、副校長（地域連携・評価）と連絡を密にし、地域共同テクノセンターに関することを掌理する。

3 技術教育支援センター長は、校長の命を受け、副校長（教務主事）と連絡を密にし、技術教育支援センターに関することを掌理する。

4 学生健康センター長は、校長の命を受け、副校長（学生主事）と連絡を密にし、学生健康センターに関することを掌理する。

5 グローバル教育センター長は、校長の命を受け、副校長（教務主事）と連絡を密にし、グローバル教育センターに関することを掌理する。

6 男女共同参画推進センター長は、校長の命を受け、副校長（総務）と連絡を密にし、男女共同参画推進センターに関することを掌理する。

(任期)

第22条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

第7章 国際創造工学科長

(設置)

第23条 本校の国際創造工学科に学科長を置く。

(資格)

第24条 学科長は、教授をもって充てる。

(職務)

第25条 学科長は、校長の命を受け、学科に関する事項を掌理する。

(任期)

第26条 学科長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

第8章 機械・制御系長、電気・電子系長、情報系長、化学・生物・環境系長、一般教養部長及び専門共通教育部長

(設置)

第27条 本校の機械・制御系、電気・電子系、情報系、化学・生物・環境系、一般教養部及び専門共通教育部（以下「各系及び各部」という。）に長（以下「各系長及び各部長」という。）を置く。

(資格)

第28条 各系長及び各部長は、各系及び各部の担当教員をもって充てる。

(職務)

第29条 各系長及び各部長は、校長の命を受け、次の事項を行う。

- (1) 各系及び各部を代表して、その運営、連絡及び調整に当たる。
- (2) 教育計画、学生の教育指導等について、副校長に諮る。
- (3) 各系及び各部の責任者として、所属教員の服務指導に努める。
- (4) 茨城工業高等専門学校中期計画検討委員会規則第2条第2号に規定する年度計画の検討及び改善に関する事。 (他の委員会等に属するものを除く。)
- (5) 茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第2条第3号別表1の点検・評価方法欄に記載された事項の実施・改善に関する事。 (他の委員会等に属するものを除く。)

(任期)

第30条 各系長及び各部長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

第9章 コース主任

(設置)

第31条 本校専攻科の各コースに、コース主任を置く。

(資格)

第32条 コース主任は、そのコースを担当する教員をもって充てる。

(職務)

第33条 コース主任は、校長の命を受け、専攻科長の職務を助ける。

(任期)

第34条 コース主任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

**第10章 教務主事補、学生主事補、寮務主事補、副校長（専攻科長）補佐、
副校長（地域連携・評価）補佐及び副校長（総務）補佐**

（設置）

第35条 本校に、教務主事補、学生主事補及び寮務主事補（以下「主事補」と総称する。）並びに副校長（専攻科長）補佐、副校長（地域連携・評価）補佐及び副校長（総務）補佐（以下「副校長補佐」と称する。）を置く。

2 各主事補のうち、各1人を主事補（総括担当）とする。

（資格）

第36条 主事補及び副校長補佐は、教員をもって充てる。

（職務）

第37条 主事補及び副校長補佐は、校長の命を受け、副校長の職務を助ける。

2 主事補（総括担当）及び副校長補佐は、副校長の業務を代行する。

（任期）

第38条 主事補及び副校長補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

**第11章 副学術総合情報センター長、副地域共同テクノセンター長、副学生健康センター長、
副グローバル教育センター長、及び副男女共同参画推進センター長**

（設置）

第39条 本校に、副学術総合情報センター長、副地域共同テクノセンター長、副学生健康センター長、副グローバル教育センター長及び副男女共同参画推進センター長（以下「副センター長」と総称する。）を置く。

（資格）

第40条 副センター長は、教員をもって充てる。

（職務）

第41条 副センター長は、校長の命を受け、センター長の職務を助ける。

（任期）

第42条 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

第12章 一般教養部代表教科主任

（設置）

第43条 一般教養部の各科目に、国語主任、社会主任、英語主任、数学主任、理科主任及び体育主任（以下「教科主任」と総称する。）置く。

（職務）

第44条 教科主任は、部長の職務を助ける。

2 教科主任は、各科目内及び各科目間の連絡及び調整を図る。

（任期）

第45条 教科主任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

第13章 学級担任

第46条 本校の学級に、学級担任を置く。

（資格）

第47条 学級担任は、教授、准教授、講師又は助教をもって充てる。

（職務）

第48条 学級担任は、校長の命を受け、副校長及び各系及び部長と連絡をして次の事項を行う。

- (1) 学級の教務に関すること。
- (2) 学級の学生補導に関すること。
- (3) その他学級運営に関すること。

2 学年毎に、当該学年学級担任の互選による学年幹事を置き、学級担任間の連絡及び調整を行う。
(任期)

第49条 学級担任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

第14章 指導教員

(設置)

第50条 本校に、指導教員を置く。

(資格)

第51条 指導教員は、教員をもつて充てる。

(職務)

第52条 指導教員は、校長の命を受け、学生の課外活動等の指導等を行う。

(任期)

第53条 指導教員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

第15章 会議

(企画会議)

第54条 本校に、校長を補佐し、管理運営に関する重要事項の原案を策定し、校務の円滑な運営を図るため、企画会議を置く。

2 企画会議に関する必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第55条 本校に、校長の諮問に応じ、管理運営に関する重要事項を審議し、校務の円滑な運営を図るため、運営会議を置く。

2 運営会議に関する必要な事項は、別に定める。

(系長・部長会議)

第55条の2 本校に、校長の諮問に応じ、各系及び部運営の重要事項を横断的かつ具体的に審議し、学校運営を円滑にさせるため、系長・部長会議を置く。

2 系長・部長会議に関する必要な事項は、別に定める。

(教員会議)

第56条 本校に、学校運営に関して、教員の意見を聴き、連絡調整を図るため、教員会議を置く。

2 教員会議に関する必要な事項は、別に定める。

第16章 委員会等

(委員会等)

第57条 本校の管理運営に関する諸問題の調査検討をするため、必要に応じて委員会等を置く。

2 委員会等に関する必要な事項は、別に定める。

第17章 特別な組織

(特別な組織)

第58条 第54条から前条までに規定するもののほか、校長が必要と認める場合には、特別な組織を置くことができる。

2 特別な組織に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 11 月 1 日から施行し、同年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 10 月 9 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 19 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 18 年 8 月 9 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 学則附則（平成 29 年 4 月 1 日施行）第 2 項に規定する学科に在籍者が在学するまでの間、機械システム工学科長、電子制御工学科長、電気電子システム工学科長、電子情報工学科長及び物質工

学科長を置くものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。